

2. 総合型地域スポーツクラブ育成の「基本方針」

① 活動の在り方について

クラブの活動に関する基本的な考え方については、総合型クラブ育成の基本理念に示す「遍(あまね)く人々が差別なくスポーツの恩恵に浴する」ことができるよう、次の点を踏まえることが求められる。

- クラブにおける活動は、プレイヤーズ・ファーストの視点（住民目線）から導き出されること。
- 各々のスポーツ種目（sports）における既定の実施形態（競技形式、競技方法等）にとらわれることなく、スポーツの本源的な意義（「SPORT」*2(P.27 参照)）をすべての関係者が理解した上で、多様なプログラムを実践していること。
- クラブにおける活動は、クラブ会員（特定の構成員）のみが自己の欲求を充足させる「共益的な活動」ととどまらず、地域づくりまでも視野に入れ、クラブ会員以外の幅広い地域住民の参入を図りつつ、スポーツの「楽しさや喜び」を拡充し普及させる「公益的な活動」であること。
- クラブの活動は非営利であること（活動の充実を目的とした自己財源確保に係る収益事業の実施は除く）。

② クラブ組織の在り方について

クラブの組織に関する基本的な考え方については、総合型クラブ育成の基本理念に示す「住民の連携・協働によって地域の絆を培い、地域社会の発展に寄与する」ことができるよう、次の点を踏まえることが求められる。

- 住民が日常的にスポーツを楽しむことができる環境の整備に寄与する組織であること。
- 住民同士が連携・協働することができる組織であること。
- 組織外とのネットワーク構築を日頃から実行し、より開放的で、地域から信頼される組織であること。
- スポーツを文化として捉え、その文化機能（「人」と「人」、「人」と「社会」をつなぐ機能：結果としてのソーシャルキャピタル*3(P.27 参照)の醸成機能）を十分に発揮できる可能性を持つ広く開かれた組織であること。
- スポーツそのものが自立・自律した文化であると認識したメンバーを中心に、地域住民の主体的な参画によって推進され永続的な活動が行えるよう、新しい人材を積極的に受け入れ、世代交代を図りながら次世代の育成・継承に係る体制を整えること。
- 多種目・多世代・多志向による活動を目指す組織であること。
- クラブ活動（会員）の対象となる範囲は、地域の実情にもよるものの、地域住民の日常生活圏（概ね中学校区程度）であること。

③ 活動財源の確保について

クラブの活動財源に関する基本的な考え方については、総合型クラブ育成の基本理念に示す「スポーツ文化を豊かに享受する場を各地域に創出・提供する」ことができるよう、次の点を踏まえることが求められる。

- 財政的に自立するために、クラブ内における受益者負担を基本とし、まずもって自主財源の確

保（会費、事業収入等）による自主独立に努めること。

- クラブが、地域の人々と社会に貢献する意義と役割を社会的に訴求するとともに、ソーシャルキャピタル醸成機能の促進も含め、地元企業等からの協賛や寄付、指定管理者制度の活用等、外部からの財源確保に係る体制の整備にも努めること。

上記の他、総合型クラブが有する「地域づくり」機能に鑑み、スポーツ基本法における前文及び第21条の趣旨、並びに第2期スポーツ基本計画の趣旨に基づき、国及び地方公共団体等の関係機関・団体に対して、総合型クラブへの支援を継続的に講じるよう要請していく必要がある。

<「基本方針」の解説>

「総合型クラブ」の育成は、従来の我が国におけるスポーツ推進に関する「新たな試み」であり、この実現のためには、現状の「変革（イノベーション）」が必要となる。

この「変革（イノベーション）」を提起するためには、これまでの取組に対する前向きで建設的な検証・反省を通して、現状の総合型クラブを取り巻く環境全般の諸課題を整理し、国の動向を踏まえつつ、総合型クラブの育成に携わるすべての関係者が、「総合型地域スポーツクラブ育成の基本理念」を共有することが重要である。

したがって、これからの総合型クラブの育成については、「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」という基本理念の実現に向けて、本会が関係機関・団体と連携して、総合型クラブの育成を図る上での具体的な方向性や取組の視点を明示することが求められている。

このことから、我が国における総合型クラブ育成の取組が一体的かつ総合的に推進できるよう、「総合型地域スポーツクラブ育成の基本方針」について、上記に示した。

なお、総合型クラブ以外の単一種目型の地域スポーツクラブ等の育成においても、同様の方針で取り組むことが望まれる。